

令和6年7月25日

(神奈川県医療的ケア児等支援庁内連携会議)
令和6年度東京都の取組について
「保育所等における医療的ケア児の受入れ」



東京都福祉局子供・子育て支援部
保育支援課課長代理 黒住 卓史



認可保育所における医療的ケア児及び障害児の受入人数の推移 （公私別、平成30年度以降）

（単位：人）

区 分	医療的ケア児		障害児	
	公立	私立	公立	私立
平成30年度	27	13	2,770	3,044
令和元年度	38	13	2,690	3,248
令和2年度	52	13	2,756	3,712
令和3年度	62	18	2,984	4,389
令和4年度	68	34	3,265	5,045

（注1）医療的ケア児の受入人数は、厚生労働省の延長保育等実施状況調査における「保育所等における医療的ケア児の受入状況」により、国に直接、調査の回答を行う八王子市（中核市）の人数は除く。

（注2）障害児の受入人数は、厚生労働省の延長保育等実施状況調査における「障害児保育の実施状況」により、国に直接、調査の回答を行う八王子市（中核市）の人数は除く。

医療的ケア児保育支援事業（令和6年度予算 約5.2億円）

概要

※ 下線は、前年度からの変更点

医療的ケア児が保育所等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう、保育所等の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。

対象児童

子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する医療的ケア児で、集団保育が可能であると区市町村が認めた児童

対象施設

認可保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、認証保育所など

補助項目

- (1) 看護師等の配置 (2) 研修の受講支援 (3) 保育補助者の配置 (4) 保育支援者の配置
(5) ガイドラインの策定 (6) 検討会の設置 (7) 備品整備 (8) 災害対策備品整備
(9) 送迎支援（バス借上費、添乗看護師等雇上経費） (10) ICT機器導入

実施主体

区市町村

令和6年度主な拡充事項

以下の項目を新たに補助する。

○ **医療的ケア児の備品整備【1施設当たり10万円】**

医療的ケア児の個別性に応じて必要となる備品の購入に対する補助 例：抱っこひも・ベッド等

○ **災害対策備品整備【1施設当たり10万円】**

災害対策として停電時等に必要となる備品の購入に対する補助 例：外部バッテリー・手動式吸引機等

○ **医療的ケア児を受入れる保育所におけるICT機器導入【1施設当たり20万円】**

医療的ケア児とのコミュニケーションツールとなるICT機器の導入に対する補助

